

N T N(株)宝塚製作所跡地等利活用基本計画

・基本設計策定業務プロポーザル募集要項

(案)

【目次】

1. 主旨	1
2. 業務概要	1
3. 委託限度額	1
4. 参加資格	1
5. 質問の受付及び回答	2
6. 提案書等の作成及び提出等	2
7. 提案者プレゼンテーションの実施	4
8. 審査方法	4
9. 審査基準及び配点	4
10. 日程	5
11. 失格条項	5
12. 設計業務の契約	5
13. その他留意事項	6
14. 担当部署	6

平成27年(2015年)●月●日

宝塚市企画経営部政策室政策推進課

NTN(株)宝塚製作所跡地等利活用基本計画・基本設計策定業務プロポーザル 募 集 要 項

1. 主旨

本プロポーザル募集要項は、NTN(株)宝塚製作所跡地等利活用基本計画・基本設計策定業務について、技術的に最適な者を選定するための手続きについて必要な事項を定めるものです。

2. 業務概要

(1) 業務名

NTN(株)宝塚製作所跡地等利活用基本計画・基本設計策定業務（以下「設計業務」という。）委託

(2) 目的

NTN(株)宝塚製作所跡地利活用基本構想を踏まえ、本市のまちづくりに資する整備を行うための基本計画・基本設計を策定することを目的とします。

(3) 業務内容

- ① NTN(株)宝塚製作所跡地及び上下水道局庁舎跡地（駐車場を含む）の整備にかかる基本計画・基本設計の作成
- ② 上下水道局庁舎（危機管理センター及びネットワークセンター等を含む）の基本計画・基本設計の作成 等

※詳細は、別添「設計業務委託 特記仕様書」を参照してください。

(4) 業務期間

契約の日から平成27年●月●日まで

3. 委託限度額(消費税込)

32,650千円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、見積価格が委託限度額を超えた場合は失格とします。

4. 参加資格

特に記載のある他は、参加表明書の受付け時に次の条件を満たすものとします。

- (1) 平成25・26年度の宝塚市入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登録されている者であること。
- (2) 宝塚市指名停止基準(平成26年1月8日施行)に基づく指名停止措置を、本募集要項の宝塚市ホームページ公表の日から本委託業務の契約締結の日までの間、受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者であること。

- (4) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第6号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第3項に該当しない者であること。
- (5) 会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請している者でないこと等、経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の3第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録がある者であること。
- (7) 常時3ヶ月以上の雇用関係にある者を技術者として配置できる者であること。
- (8) 平成16年4月1日以降、日本国内において、延べ床面積3,000㎡以上の庁舎(事務所等類似施設を含む。)にかかる基本設計業務を元請けとして履行した実績を有する者であること。

※設計実績において共同事業体の構成員として業務を行った場合は、構成員としての出資割合に応じた面積とします。

- (9) 参加に対する制限
 - ① 設計共同体の構成企業、建築(構造)分野・電気設備分野・機械設備分野の協力事務所の重複参加は不可とします。
 - ② 審査会の委員が自ら設立し、又は役員、顧問等として実質的に関係する組織に所属する者の参加は不可とします。

5. 質問の受付及び回答

募集要項等の内容について次により質問を受け付けます。

(1) 受付期間

平成27年●月●日(●)～平成27年●月●日(●)正午まで。

(2) 提出方法

質問書(様式1)により作成のうえ、事務局(宝塚市企画経営部政策推進課)へEメール又はFAXにより提出するものとします。なお、提出後事務局へ電話により着信等の確認をしてください。

(3) 質問に対する回答

上記の質問に対する回答について平成27年●月●日(●)に市のホームページで公表します。

6. 提案書等の作成及び提出等

(1) 応募提案数

応募は、応募者1者につき1提案とします。

(2) 募集要項等の配布

平成27年●月●日(●)から募集要項を宝塚市のホームページに掲載します。様式は、必要に応じダウンロードして使用してください。

(3) 作成要領

N T N(株)宝塚製作所跡地利活用基本計画・基本設計策定業務プロポーザルに関する企画提案書等作成要領^{別紙1} (以下「作成要領」という。)を参照してください。

(4) 参加表明書の受付

① 受付期間

平成27年●月●日(●)午前9時～平成27年●月●日(●)午後5時まで。

② 提出書類 及び提出部数

作成要領に記載の参加表明書(様式2)と共に誓約書(様式3)、会社概要(様式4)、業務実績書(様式5-1及び様式5-2)を作成し、様式2及び様式3は各1部、様式4、様式5-1、様式5-2は各19部提出してください。

なお、提出書類の内容が11の失格条項に該当することを確認した場合は、その段階で失格条項を明示し通知をします。

③ 提出先

事務局：宝塚市企画経営部政策室政策推進課

〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1-1

④ 提出方法

ア 持参、郵送又は宅配とします。(持参する場合は平日午前9時より午後5時までに限ります。)

イ 郵送の場合は書留とし、締切日の消印があるものまで有効とします。宅配の場合は締切日必着とします。

ウ 郵送又は宅配の場合は、封筒に「プロポーザル参加表明書在中」と朱書し、受領書送付用として宛名を明記し82円切手を貼付した長3サイズの封筒を同封してください。

(5) 企画提案書の受付

① 受付期間

平成27年●月●日(●)午前9時～平成27年●月●日(●)午後5時まで。

② 提出書類及び提出部数

作成要領に記載の企画提案書(様式6)、本業務の実施体制(様式7)、業務実施方針(様式8)、企画提案(様式9-1～様式9-●)、見積書(様式10)を作成し、各19部提出してください。

③ 提出先

事務局：宝塚市企画経営部政策室政策推進課

〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1-1

④ 提出方法

直接持参とします。

7. 提案者プレゼンテーションの実施

企画提案書等の内容について、次のとおり提案者プレゼンテーションを行います。

(1) 実施日時（予定）

平成 27 年●月●日（●） 詳細については別途通知します。

(2) 実施場所

別途通知します。

(3) 出席者

3 名以内とする。

(4) プレゼンテーション内容

企画提案書等の内容について、1 者当たりの説明時間は質疑を含め概ね 30 分程度を予定しておりますが、詳細については別途通知します。

なお、説明は、企画提案書等の記載内容を逸脱しないものとしてください。プロジェクターの使用は可能です。提出した資料の説明用画面などを使用してください。PC は設計事業者側で用意してください。プロジェクター、スクリーンは事務局で用意します。

8. 審査方法

(1) プロポーザルの審査

提出された書類の審査及び提案者プレゼンテーションを行い、下記 9 で示す審査基準に基づいて採点した結果、評価が最も高い応募者から第一契約候補者、次点契約候補者として市が選定します。

なお、審査の結果、一定の基準に満たない場合は契約候補者として選考しない場合があります。

(2) 審査結果の通知

選定の結果については、平成 27 年●月●日（●）（予定）に応募者に通知するほか、ホームページで公表します。（応募及び審査状況により変更となる場合があります。）

9. 審査基準及び配点

審査項目及び配点は、次のとおりとします。（●●●点満点）

(1) 事業者の経験及び能力 ●●点

(2) 業務の実施体制及び実施方針 ●●点

(3) 企画提案内容 ●●点

※審査項目、配点の詳細は審査要領を参照ください。

10. 日程

- | | |
|-----------------------|----------------------------|
| (1) 募集要項の公表 | 平成27年 ●月●日(●) |
| (2) 質問書の受付締切 | 平成27年 ●月●日(●) 正午まで |
| (3) 質問書の回答 | 平成27年 ●月●日(●) |
| (4) 参加表明書の提出期間 | 平成27年 ●月●日(●)
～ ●月●日(●) |
| (5) 企画提案書提出期間 | 平成27年 ●月●日(●)
～ ●月●日(●) |
| (6) 提案者プレゼンテーション (予定) | 平成27年 ●月●日(●) |
| (7) 審査結果の公表 (予定) | 平成27年 ●月●日(●) |
| (8) 契約締結 (予定) | 平成27年 ●月●日(●) |

11. 失格条項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が本要項に適合していないとき。
- (2) 企画提案書等の作成形式等が本要項に適合していないとき。
- (3) 企画提案書等の提出期限後に価格見積書の金額を訂正したとき。
- (4) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき。
- (5) プロポーザルの手続きの過程で、前記4の規定に抵触することが明らかになったとき。
- (6) 書類に虚偽の記載があったとき。
- (7) 応募者がプレゼンテーションに出席しないとき。
- (8) 価格見積書の金額が、前記3に示した価格を超過しているとき。

12. 設計業務の契約

- (1) 市は、最も評価が高い者を設計業務委託の契約候補者として、契約締結交渉を行うものとし、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。なお、発注原課が必要と判断した場合は、提案書の内容について協議を行うことがあります。また、契約金額は提案した受託予定金額以内とし、契約の際に改めて見積書を提出するものとします。
- (2) 契約候補者が前記11の失格条項に該当すると認められた場合、又は市と設計業務委託契約締結交渉が不調となった場合は、次順位である者と契約交渉を行うことができるものとします。
- (3) 選定後、前記4の参加資格の要件を満たさなくなった場合、設計取組体制が変わった場合は、契約候補者としての資格を取り消すことがあります。
- (4) 委託期間は、契約締結の日から平成27年●月●日までを予定しています。

1 3. その他留意事項

- (1) 提出後の記載内容の追加、修正及び再提出はできないものとします。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返却しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明、プレゼンテーション等にかかる費用は、提出者の負担とします。
- (5) 書類記入に当たって使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とします。
- (6) 市は企画提案書等を尊重しますが、拘束されないものとします。
- (7) 審査結果の評価が最も高い候補者の企画提案書は、公表する場合があります。また、市は、本プロポーザルに関する公表を行う場合及び市が必要と認める場合に、企画提案書が無償で使用できるものとします。企画提案書に含まれる第三者の著作権の公表などの使用に関しては、提案者が第三者の承諾を得ておくものとします。
- (8) 本プロポーザルのために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表、使用することはできません。
- (9) 提出書類の詳細は、作成要領をご覧ください。

1 4. 担当部署（問い合わせ先）

〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1-1

宝塚市企画経営部政策室政策推進課（担当）中村・水谷

TEL：0797-77-2001（直通）FAX：0797-72-1419

E-mail：m-takarazuka0001@city.takarazuka.lg.jp